

新潟県周産期医療体制整備計画（概要）

（計画期間：平成22年度から平成26年度まで）

この計画は、将来を見据えて周産期医療体制を整備・強化することにより、より質の高い周産期医療の提供を図るものです。

※周産期医療とは、リスクの高い妊産婦や新生児に対する医療のことを言います。

新潟県の状況

- ・少子化の進行により、出生数は減少傾向、出生率、合計特殊出生率ともに低下傾向にあります。
- ・医療技術の向上などにより、乳児死亡率、周産期死亡率は低下しています。
- ・高齢出産の増加、不妊治療の普及などに伴い、低出生体重児や複産（多胎分娩）による出生が増加しており、リスクの高い妊産婦や新生児の増加が懸念されています。
- ・NICUは常時ほぼ満床状態にあります。
- ・本県においては、産婦人科医師・小児科医師・助産師・看護師等の医療従事者の不断の努力により、安全・安心な医療の提供が可能となっています。

新潟県の周産期医療体制整備の方向性

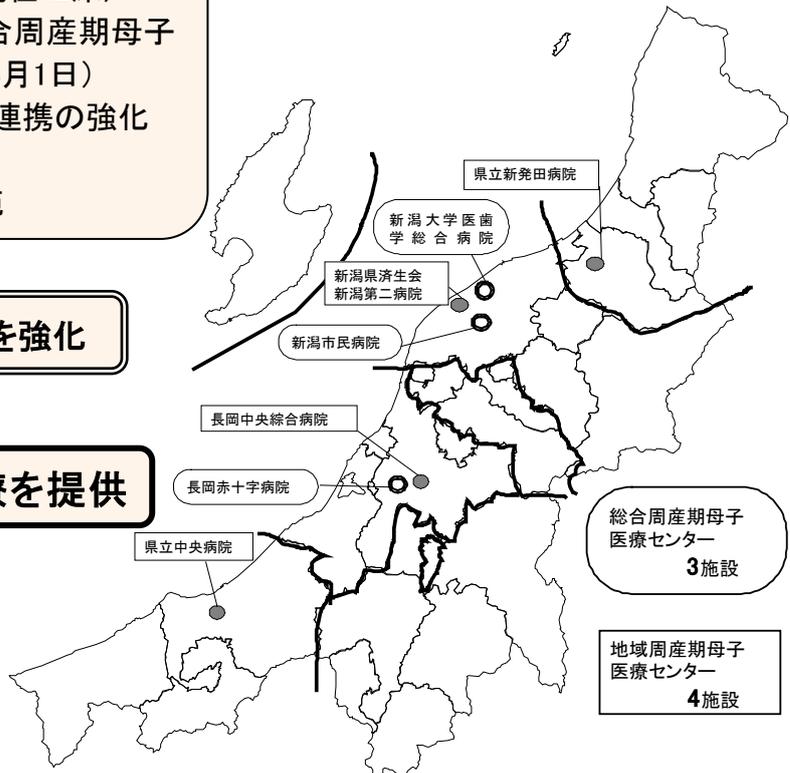
- ・整備目標数：MFICUを21床に増床
（平成22年4月1日現在18床）
NICUを51床に増床
（平成22年4月1日現在42床）
- ・新潟大学医歯学総合病院を総合周産期母子医療センターに指定（平成22年4月1日）
- ・周産期医療機関の役割分担と、連携の強化
- ・転院搬送のルールを明文化
- ・周産期医療従事者の研修を実施

県全体の周産期医療体制を強化

より質の高い周産期医療を提供



総合周産期母子医療センター・地域周産期母子医療センターの設置状況



NICU：新生児集中治療管理室、MFICU：母体・胎児集中治療管理室